

第 6489 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 7月 29日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 役員に社宅を貸す場合

Q : 役員に社宅を貸す場合は、どのようにしたらいいのですか？

A : 次のような取扱いになっています。

【解説】

①小規模な住宅の場合

社宅の床面積が以下の場合は、次の(1)から(3)の合計額を徴収します。

- (1) その年度の建物の固定資産税の課税標準額×0.2%
- (2) 12円×その建物の総床面積(m²)/3.3m²
- (3) その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%

イ. 建物の耐用年数が30年以下の場合・・・床面積が132平方メートル以下

ロ. 建物の耐用年数が30年を超える場合・・・床面積が99平方メートル以下

②小規模な住宅以外の場合

社宅が小規模住宅以外の場合は、次の算式で計算した賃貸料相当額を徴収しなければなりません。なお、社宅が賃貸住宅の場合は、家主に支払う家賃の50%相当額と以下の賃貸料相当額といずれか多い金額を徴収します。

賃貸料相当額 = {その年度の家屋固定資産税の課税標準額×12%(木造家屋以外は10%) + その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×6%} × 1/12

③豪華な社宅を貸与する場合

いわゆる豪華な社宅である場合には、その住宅につき通常支払うべき賃貸料を役員から徴収しなければなりません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】